

火薬類取扱場所に対する立入検査実施に関する訓令の制定について

昭和51年12月21日

例規(保)第27号警察本部長

火薬類取扱場所に対する立入検査実施に関する訓令の制定について

火薬類に関する規制の現状及び火薬類の取り扱いの実態に即応した立入検査を実施するため、みだしの訓令を制定し、昭和52年2月1日から施行することとしたが、その要点及び留意事項等は次のとおりであるから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、措置要請に関する手続きについては、「火薬類の運搬等に関する事務の取扱手続」(昭和36年本部訓令第3号)に定めるところによるので念のため。

記

1 関係機関及び団体との協力(訓令第2条)

火薬類取扱場所に対する立入検査の権限は、知事及び公安委員会の双方にあるので、立入検査の効果的運用を図るためには、平素から両者が緊密に連絡し合い、良好な協力関係を維持するとともに、警察が実施した立入検査の結果が行政に反映されるように配慮する必要がある。また、火薬類の不正流出を防止するためには、火薬類を取り扱う者がその重要性を自覚し、常に火薬類の保管管理を真剣に行うことが基盤となるものであるから、火薬類保安協会等関係団体の自主保安体制の育成を図ることが極めて重要である。

このような観点から、関係機関及び団体との緊密な協力関係の保持を明示した。

2 幹部の職務(訓令第3条)

昨今の火薬類使用犯罪の発生状況にかんがみ、ここ当分の間は予断を許さない情勢で推移するものと考えられることから、火薬類取締事務を担当する各級幹部の心構えを明確にした。

3 立入検査者の指定(訓令第4条)

旧訓令(「火薬類取扱場所に対する立入検査実施に関する訓令」昭和42年本部訓令第11号)では、一般職員で立入検査者に指定できるのは技術吏員に限られていたが、火薬類取締事務を担当する警察職員であれば事務吏員も立入検査者に指定できることとした。

4 立入検査の種別(訓令第6条)

火薬類取扱場所の真の実態をは握するためには、定期立入検査よりも臨時立入検査の方が効果的であることから、春秋に実施する一斉立入検査の合間に随時臨時立入検査を実施する必要があるので、第2項各号に該当すると認めたときは、必ず臨時立入検査を実施するようにした。

5 立入検査の事前準備(訓令第7条)

立入検査を円滑、かつ、効果的に実施するため、立入検査者は関係法令に精通するよう自ら研さんに努めるとともに、立入検査を実施するときは、事前に火薬類台帳等により当該火薬類取扱場所の実態の概要をは握しておくこととした。

事前の実態は握が困難な場合は、立入検査の際に火薬類台帳を携行し、記載事項変更の有無を確認するなどの配慮が必要である。

6 立入検査の実施要領(訓令第8条)

立入検査は2名以上で実施すること、当該火薬類取扱場所の責任者の立会いの上で実施すること等、従来から実施していることを明示した。

7 立入検査実施後の措置（訓令第9条）

立入検査を実施した結果、違反の認められた火薬類取扱場所に対してとるべき措置を明示した。

立入検査で発見した違反事項は、その場で改善させるのが原則であるが、それが困難なものについては警告書を交付し、改善すべき事項と改善の期限を確実に相手方に伝達することとし、改善の措置がすみやかに、しかも確実に履行されるよう担保した。

8 火薬類台帳の整備（訓令第12条）

火薬類台帳は、立入検査と密接な関係があることから、「火薬類台帳の調整について」（昭和36年防第3782号）を本訓令に吸収整備した。

この機会に火薬類台帳の様式を改め、火薬類取扱場所の実態をよりいっそう正確には握できるようにすると同時に、「火薬類取締法違反の前歴」及び「過去における火薬類盗難被害（含未遂）の状況」欄を設け、違反に対する行政処分要請の適正化と火薬類の盗難防止に関する指導取締りに資することとした。

なお、台帳の様式改正に伴う一時的な事務量の増大を防ぐため、当分の間は旧台帳でよいこととしたが（附則第3項）、可及的すみやかに新台帳への転換を図るよう配意願いたい。